

福岡市公報

平成24年 1 月19日 第5891号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

教 育 委 員 会

○指定管理者の指定 (告示第 1 号)	1
○指定管理者の指定 (告示第 2 号)	2
○指定管理者の指定 (告示第 3 号)	2
○指定管理者の指定 (告示第 4 号)	3
○指定管理者の指定 (告示第 5 号)	3
○指定管理者の指定 (告示第 6 号)	4
○指定管理者の指定 (告示第 7 号)	4
○指定管理者の指定 (告示第 8 号)	5

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会告示第 1 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、福岡市立東市民センターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立東市民センター	福岡市東区香住ヶ丘一丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号

株式会社 創建サービス

代表取締役 堺 光則

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

福岡市教育委員会告示第 2 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、福岡市立南市民センターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立南市民センター	福岡市南区塩原二丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市中央区渡辺通二丁目 4 番 8 号

太平ビルサービス株式会社

代表取締役 狩野 伸彌

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

福岡市教育委員会告示第 3 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項に基づき、福岡市立中央市民センターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立中央市民センター	福岡市中央区赤坂二丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市中央区天神四丁目 7 番17号

株式会社 シンコー

代表取締役 三浦 尚武

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

福岡市教育委員会告示第 4 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、福岡市立早良市民センターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立早良市民センター	福岡市早良区百道二丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ふくおか市民施設管理 J V

代表者 福岡市中央区渡辺通二丁目 4 番 8 号

太平ビルサービス株式会社

代表取締役 狩野 伸彌

福岡市中央区天神五丁目 1 番23号

株式会社 福岡市民ホールサービス

代表取締役 菰田 和人

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

福岡市教育委員会告示第 5 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、福岡市立博多市民センターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立博多市民センター	福岡市博多区山王一丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号

株式会社 創建サービス

代表取締役 堺 光則

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

福岡市教育委員会告示第 6 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項に基づき、福岡市立城南市民センターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立城南市民センター	福岡市城南区片江五丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡総合ビル管理事業協同組合・福岡市民ホールサービス共同事業体

代表者 福岡市博多区博多駅前一丁目 4 番 1 号

福岡総合ビル管理事業協同組合

理事長 金子 一之

福岡市中央区天神五丁目 1 番23号

株式会社 福岡市民ホールサービス

代表取締役 菰田 和人

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

福岡市教育委員会告示第 7 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、福岡市立西市民センターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立西市民センター	福岡市西区内浜一丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

株式会社 大興社・株式会社 福岡市民ホールサービス共同事業体

代表者 福岡市西区野方三丁目 1 番 5 号

株式会社 大興社
代表取締役 原 勝次郎
福岡市中央区天神五丁目 1 番23号
株式会社 福岡市民ホールサービス
代表取締役 菰田 和人

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

福岡市教育委員会告示第 8 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、福岡市立雁の巣児童体育館について指定管理者の指定をしたので、福岡市立雁の巣児童体育館条例第 7 条の規定により次のように告示する。

平成24年 1 月19日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立雁の巣児童体育館	福岡市東区雁の巣一丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市東区雁の巣一丁目 6 番20号

福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

会長 石井 秀子

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

